

令和5年南アルプス市議会第1回定例会（3月）

提出案件説明資料

本定例会に提出する案件は、訴訟の専決処分につき承認を求める案1件、条例案9件、予算案22件、三郡衛生組合理約の変更案1件、市道路線に関する案1件、合わせて34件です。

1. 承認案 1件

承認第1号 南アルプス市消防団消防ポンプ自動車による交通事故に係る民事訴訟の専決処分につき承認を求めることについて

令和3年1月9日に発生した消防ポンプ自動車の緊急走行中の事故に対し、損害賠償請求を求められている民事訴訟において、第1審判決書の正本が令和5年2月6日に送達されたことにより、民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内に、本件控訴を提起する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年2月6日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

2. 条例案 9件

議案第1号 南アルプス市ふるさと応援基金条例の制定について

ふるさと納税により寄附された寄附金について、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資する基金を設置するため、本条例を制定するものです。

議案第2号 南アルプス市地域公共交通会議条例の制定について

道路運送法の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議する法定協議会を設置するため、本条例を制定するものです。

議案第3号 南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

消防団員の処遇の改善を図ることを目的に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、本市消防団員の災害出場に係る出動報酬を創設する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 4 号 南アルプス市国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 5 号 南アルプス市子ども・子育て会議条例及び南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、引用する法律の条項の整備等が必要であることから、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 6 号 南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南アルプス市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、基準となる省令と同様の基準内容とする条項の整備等が必要であることから、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 7 号 南アルプス市市道の構造基準等を定める条例の一部改正について

道路構造令の改正等に伴い、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路に係る規定を加える等の必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

議案第 8 号 南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正等について

市営バス事業の運行路線である県営南アルプス林道の復旧まで時間がかかることから、自動車運送事業は廃止するため、関連する条例の一部を改正、及び廃止するものです。

議案第 9 号 南アルプス市水道給水条例の一部改正について

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、ライフラインの設備の設置及び使用権に係る規定が整備されることから、本条例の一部を改正するものです。

3. 予算案 22 件

補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか 5 特別会計の、合わせて 6 会計です。

議案第 10 号 令和 4 年度南アルプス市一般会計補正予算（第 8 号）

補正額を 49,699,000 円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、37,041,918,000 円とします。

歳出の主な事業

○施設型給付事業 59,107,000 円

私立幼稚園等に対する給付費を増額するための経費です。

○民間保育所活動支援事業 360,000 円

児童送迎用のバスに、児童の置き去り防止ブザー等を設置するための経費です。

○観光施設管理事務費 719,000 円

広河原山荘新築工事実施設計に係る訴訟事件について、却下の判決が確定したため、関連する経費です。

○社会体育施設指定管理事業 2,625,000 円

白根B&G海洋センターにおけるプールの緊急修繕に伴う、休館期間中の減収を補填するための経費です。

また、市民の方々からの寄附金を活用し、小中学校における備品や、市立図書館に図書を購入する経費を計上しています。

その他、事業費等の確定や精算に伴う予算の調整、及び特別会計への繰出金のほか、来年度以降、施設の修繕や改築等に多額の費用が見込まれることから、財政負担の軽減を図るため、公共施設整備等事業基金に、利子の確定分と合わせて113,545,000円を積立てる経費を計上しています。

これらの事業の財源としては、市税、地方交付税、県支出金、寄附金、繰越金等を見込んでいます。

議案第11～15号 特別会計補正予算案

○国民健康保険特別会計

療養給付費等の増額見込分、及び国民健康保険財政調整基金積立金 280,210,000 円

○後期高齢者医療特別会計

医療給付費の負担金の増加等 37,104,000 円

○介護保険特別会計

地域支援事業におけるサービス利用者数が少なかったことによる減額補正

△9,637,000 円

○芦安農業集落排水事業特別会計

芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金への利子の積立て 5,000 円

○土地取得造成事業特別会計

企業立地推進基金に積立て 11,970,000 円

令和5年度当初予算については、この4月に市長選挙が控えていることから、新規であり、なおかつ政策判断が必要な事業について、6月の補正予算で対応する骨格予算としています。本定例会に提出いたします新年度予算案については、南アルプス市一般会計のほか13の特別会計、2つの企業会計、合わせて16会計です。

議案第 16 号 令和 5 年度南アルプス市一般会計予算について

歳入歳出予算の総額 32,081,343,000 円

(1) 「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」について

- 無線・通信指令施設維持管理事業 42,695,000 円
- 消防団ポンプ車等購入事業 63,830,000 円
- 消防本部特殊車両整備事業 55,106,000 円

(2) 「ともに生き支えあうまちの形成」について

- 健診（検診）事業 242,037,000 円
- 新型コロナウイルス感染症対策事業 151,917,000 円
- 子ども医療費助成事業 345,010,000 円
- 保育所等おむつ園内処分事業 9,211,000 円

(3) 「うるおいと活力のある快適なまちの形成」について

- 南アルプス I C 新産業拠点整備事業 40,849,000 円
- 南アルプス I C 新産業拠点周辺市道の整備に係る経費等 370,670,000 円
- 南アルプス I C 周辺整備事業 10,874,000 円
- 若者世帯定住支援奨励金事業 58,100,000 円
- 南アルプスブランド戦略事業 10,720,000 円
- 市単独土地改良事業 59,476,000 円
- 道水路の維持管理事業 135,394,000 円
- 橋梁長寿命化修繕計画事業 95,068,000 円
- 舗装長寿命化修繕計画事業 106,200,000 円
- PCB 橋梁塗膜除去事業 40,000,000 円
- 都市計画道路見直し事業 13,530,000 円

(4) 「心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成」について

- 部活動指導員任用事業 2,281,000 円
- 小学校施設設備整備事業 107,903,000 円
- 中学校施設設備整備事業 37,130,000 円
- 国指定史跡「御勅使川旧堤防」の整備事業 64,050,000 円
- 重要文化財安藤家住宅トイレ整備事業 27,797,000 円
- 北部学校給食センター除害施設改修事業 110,435,000 円

(5) 未来をひらく経営型行政運営の形成について

- ふるさと納税事業 1,211,340,000 円
- ふるさと応援基金積立金 1,000,000,000 円

歳入については、市税、地方交付税のほか、国、県支出金、寄附金、市債等を見込んでいます。

議案第 17 号～29 号 令和 5 年度南アルプス市特別会計予算

令和 5 年度南アルプス市国民健康保険特別会計予算をはじめとする 13 の特別会計については、歳入歳出予算の総額を 16,433,687,000 円とし、前年度比 3.4 パーセントの増となっています。

議案第 30 号～31 号 令和 5 年度南アルプス市企業会計予算

令和 5 年度南アルプス市水道事業会計予算をはじめとする、2 つの企業会計については、資本的支出の総額を 4,009,807,000 円とし、支出予算の総額を 6,950,989,000 円とするものです。

4. 規約の変更案 1 件

議案第 32 号 三郡衛生組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

令和 6 年 4 月 1 日から、三郡衛生組合で共同処理するし尿処理事務に、南アルプス市の旧八田村、旧白根町、旧芦安村に係るものを加えるため、三郡衛生組合同規約を一部改正するにあたり、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

5. 市道路線に関する案 1 件

議案第 33 号 市道路線の認定について

農道から編入し 2 路線を、開発行為により寄附された 3 路線を、(仮称) 寺部加賀美線道路新設改良事業に伴い 1 路線を市道認定するものです。

以上